

(新) 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の技術的能力確保・向上業務
77百万円(0百万円)

水・大気環境局土壤環境課

1. 事業の概要

土壤汚染対策法において、土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下「土壤汚染状況調査」という。）については、環境大臣が指定した指定調査機関が実施することとなっているが、業者によって経験や技術の差が大きいなどといった指摘がある。

このため、改正土壤汚染対策法においては、指定調査機関が行う土壤汚染状況調査の技術的能力に関する信頼性を確保するため、指定の更新制度、技術管理者の設置などを新たに規定したところであり、特に、技術管理者については、土壤汚染状況調査に精通していることが必要があることから、技術管理者の試験制度を創設し、当該試験に合格することを要件とすることとしている。

このことから、当該試験の実施にあたって必要な試験問題の作成、試験実施の準備及び試験の実施・監督を行うこととし、試験合格者に対しては技術管理者証を交付することが必要である。

また、指定調査機関の業務実態等を把握するための業務実施状況調査を行い、当該機関の指導監督及び施策検討に必要な情報を得ることとする。

2. 事業計画

調査項目	H 2 2	H 2 3	H 2 4
技術管理者試験の実施・監督等			▶
指定調査機関の業務実施状況調査			▶

3. 施策の効果

当該施策により、指定調査機関に設置される技術管理者の技術的能力の確保・向上が図られることから、指定調査機関が行う土壤汚染状況調査等の信頼性が保たれる。

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の技術的能力確保・向上業務

指定調査機関の実態

- ・指定調査機関の経験や技術にバラツキがある。
- ・外部委託により、土壤汚染の調査に関する技術や知識を有していない機関もある。

土壤汚染対策のためには、一定の技術的能力を維持し土壤汚染状況調査の信頼性を確保することが必要

改正土壤汚染対策法により

- ・**指定の更新制度**
- ・**技術管理者の設置**を導入

環境大臣が実施する**技術管理者試験**に合格することが要件。

指定調査機関の業務実施状況調査

指定調査機関の業務実態等を把握し、指導監督及び施策検討に必要な情報を得る。

技術管理者試験の実施・監督等

試験の実施に必要な試験問題の作成や、技術管理者証の交付等を実施。

指定調査機関の技術的能力の向上・維持に資する！！